

個数	器具名等	
	イ 液量器	
	ロ 温度計(100度)	
	ハ 水浴	
	ニ 調剤台	
	ホ 軟膏板	
	ヘ 乳鉢(散剤用のもの)及び乳棒	
	ト はかり(感量10mgのもの及び感量100mgのもの)	
	チ ビーカー	
	リ ふるい器	
	ヌ へら(金属製のもの及び角製又はこれに類するもの)	
	ル メスピペット	
	ヲ メスフラスコ又はメスシリンダー	
	ワ 薬匙(金属製のもの及び角製又はこれに類するもの)	
	カ ロート	
	ヨ 調剤に必要な書籍 1 日本薬局方及びその解説に関するもの <input type="checkbox"/> 日本薬局方解説書 <input type="checkbox"/> 注釈書付き日本薬局方 <input type="checkbox"/> その他 () 2 薬事関係法規に関するもの <input type="checkbox"/> 薬事衛生六法 <input type="checkbox"/> 衛生行政六法 <input type="checkbox"/> 薬事実務便覧 <input type="checkbox"/> その他 () 3 調剤技術等に関するもの <input type="checkbox"/> 調剤指針 <input type="checkbox"/> その他 () 4 取り扱う医薬品の添付文書に関するもの <input type="checkbox"/> 各製造販売業者が作成する添付文書集、 <input type="checkbox"/> 当該店舗で取扱う添付文書をファイルしたもの、 <input type="checkbox"/> その他 () 5 薬局製剤に関するもの(薬局医薬品製造業の許可を受けている薬局) <input type="checkbox"/> ()	※1

※1 磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物)を含む。

試験検査に必要な設備及び器具(薬局製造医薬品の製造を行う場合)

(薬局等構造設備規則第1条第1項第14号)

個数	器具名等	
	イ 顕微鏡、ルーペ又は粉末X線回折装置	
	ロ 試験検査台	※2
	ハ デシケーター	
	ニ はかり(感量1mgのもの)	※3
	ホ 薄層クロマトグラフ装置	※3
	ヘ 比重計又は振動式密度計	
	ト pH計	※3
	チ ブンゼンバーナー又はアルコールランプ	
	リ 崩壊度試験器	※3
	ヌ 融点測定器	
	ル 試験検査に必要な書籍 1 日本薬局方及びその解説に関するもの 2 薬事関係法規に関するもの 3 取り扱う医薬品の添付文書に関するもの	※1

※2 試験検査及び調剤の双方に支障がないときは、調剤台を試験検査台として用いて差し支えない。

※3 薬事法施行規則第12条第1項の試験検査機関を利用して自己の責任において試験検査を行う場合には、この限りでない。ただし、当該試験検査機関との契約書等により確認すること。(S62.6.1薬発462号)